

藤沢市法人立保育所保育士等確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内において認可保育施設を設置運営する法人（以下「法人」という。）に対し、保育士等の確保に係る経費を助成することにより、当該保育施設の健全な運営を図り、児童福祉の向上に資するため、予算の範囲内において藤沢市法人立保育所保育士等確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる保育施設とは、児童福祉法第35条第4項の規定に基づく認可を受け、同第39条第1項に規定する保育所のうち、藤沢市内において法人が運営する施設とする。また、補助の対象となる保育士等とは、当該保育施設で雇用される保育士、栄養士、調理員、事務職等の職員とする。

(補助の対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費は、法人が当該年度内に実施し支払いをする事業とし、その区分、補助対象経費並びに補助金の算定基準又は補助金の額は別表第1のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人は、藤沢市法人立保育所保育士等確保事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第3条第2項第2号に規定する収支予算書又はこれに代わる書類は省略できるものとする。

- (1) 保育士等確保事業計画書（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第5条 前条の規定により、補助金交付の申請があった場合は、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市法人立保育所保育士等確保事業補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により通知する。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定をした場合において、事業の性質上、当該事業に要する費用があらかじめ確定しないものについては、補助金の額を交付予定額とし、交付決定通知書にその旨を記載するものとする。

(事業計画の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた法人が、当該事業の計画を変更しようとする場合は、藤沢市法人立保育所保育士等確保事業計画変更承認申請書(第4号様式)に、保育士等確保事業変更計画書(第5号様式)を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業計画の変更承認申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、藤沢市法人立保育所保育士等確保事業計画変更承認等決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(事業完了届及び実績報告)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定通知を受けた法人は、藤沢市法人立保育所保育士等確保事業完了届兼実績報告書(第7号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第8条第1項第2号に規定する収支決算書又はこれに代わる書類は省略できるものとする。

(1) 保育士等確保事業活動報告書(第8号様式)

(2) 活動に係る対象経費の領収書等の写し

(交付金額の確定)

第8条 市長は、第5条第2項の規定により補助金の額を交付予定額として決定した場合において、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容について速やかに審査し、交付すべき補助金の額を確定し、藤沢市法人立保育所保育士等確保事業補助金交付金額確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 市長は、第7条の規定による実績報告書の提出を受け、事業の完了を確認した後に、補助金を交付するものとする。

2 第5条の規定による補助金の交付決定通知、又は前条の規定による補助金の交付額確定通知を受けた法人は、当該補助金の請求に係る書類を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第10条 補助金の交付を受けた法人は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、第5条の規定により補助金の交付決定を受けた法人が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 書類の記載事項について事実と相違した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 第13条の規定による報告又は調査を拒否し、又は指示に従わない場合

(書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた法人は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出及び収入に係る証拠書類を整備するとともに、当該補助の終了後5年間保管しておかなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた法人に対し、必要があると認めた場合は、執行状況等の報告を求め、又は職員を保育施設に立ち入らせ、執行状況等に係る帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の報告又は実地調査に基づき必要がある場合は、適切な指示を行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市法人立保育所保育士等確保事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日改正）

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助金の算定基準又は補助金の額
<p>広告経費 (年額)</p>	<p>保育士等の募集広告、就職説明会等の出展に係る経費（市外施設分が含まれる場合は算定基準による。）</p>	<p>次により算出した補助事業費、又は補助基本額（上限額）のいずれか低い額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業費（実費相当額） 市外施設が含まれる場合は、実費相当額×市内／（市内＋市外）施設で算出する。 ・補助基本額（上限額） 年間 100,000 円×市内施設数
<p>出張旅費 (年額)</p>	<p>就職説明会等のため、大学・短大等への上出張旅費（ただし、公共交通機関のうち電車・バスを利用したものに限る、特別料金等は除く。市外施設分が含まれる場合は算定基準による。）</p>	<p>次により算出した補助事業費、又は補助基本額（上限額）のいずれか低い額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業費（実費相当額） 市外施設が含まれる場合は、実費相当額×市内／（市内＋市外）施設で算出する。 ・補助基本額（上限額） 年間 50,000 円×市内施設数
<p>人材派遣手数料 (年額)</p>	<p>人材派遣会社等に支払う紹介手数料</p>	<p>次により算出した補助事業費、又は補助基本額（上限額）のいずれか低い額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業費（実費相当額） 実費相当額 ・補助基本額（上限額） 年間 500,000 円×市内施設数 ただし、令和6年度においては 年間 800,000 円×市内施設数